

境川水系河川整備計画

平成 27 年 4 月

神奈川県

東京都

横浜市

境川水系河川整備計画

目次

第1章	流域及び河川の概要.....	1
第1節	流域の概要.....	1
第2節	河川の概要.....	7
第2章	河川の現状と課題.....	13
第1節	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	13
第2節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	18
第3節	河川環境の整備と保全に関する事項.....	20
第3章	河川整備計画の目標に関する事項.....	21
第1節	計画対象区間.....	21
第2節	計画対象期間.....	21
第3節	洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	21
第4節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	22
第5節	河川環境の整備と保全に関する事項.....	22
第4章	河川の整備の実施に関する事項.....	23
第1節	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	23
第2節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	35
第3節	河川環境の整備と保全に関する事項.....	35
第4節	河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	35
第5章	その他.....	37
第1節	総合的な治水対策の取り組み.....	37
第2節	地域と連携した取り組み.....	37
第3節	河川愛護等の普及・啓発.....	37

第1章 流域及び河川の概要

第1節 流域の概要

境川は、その源を神奈川県相模原市緑区の城山発電所の貯水池である城山湖付近に発し、東京都と神奈川県の都県界を南に流下して町田市南端から神奈川県に入り、柏尾川等の支川を合わせて相模湾に注ぐ、^{かんせんりゅうろ}幹川流路延長約 52km、流域面積約 211km²の二級河川である。

その流域は、東京都、神奈川県にまたがり、町田市、相模原市、大和市、横浜市、藤沢市、鎌倉市の6市からなり、形状は南北に長く湾曲して、上流域の幅は2~3km、下流域の幅は12 km程度となっている。

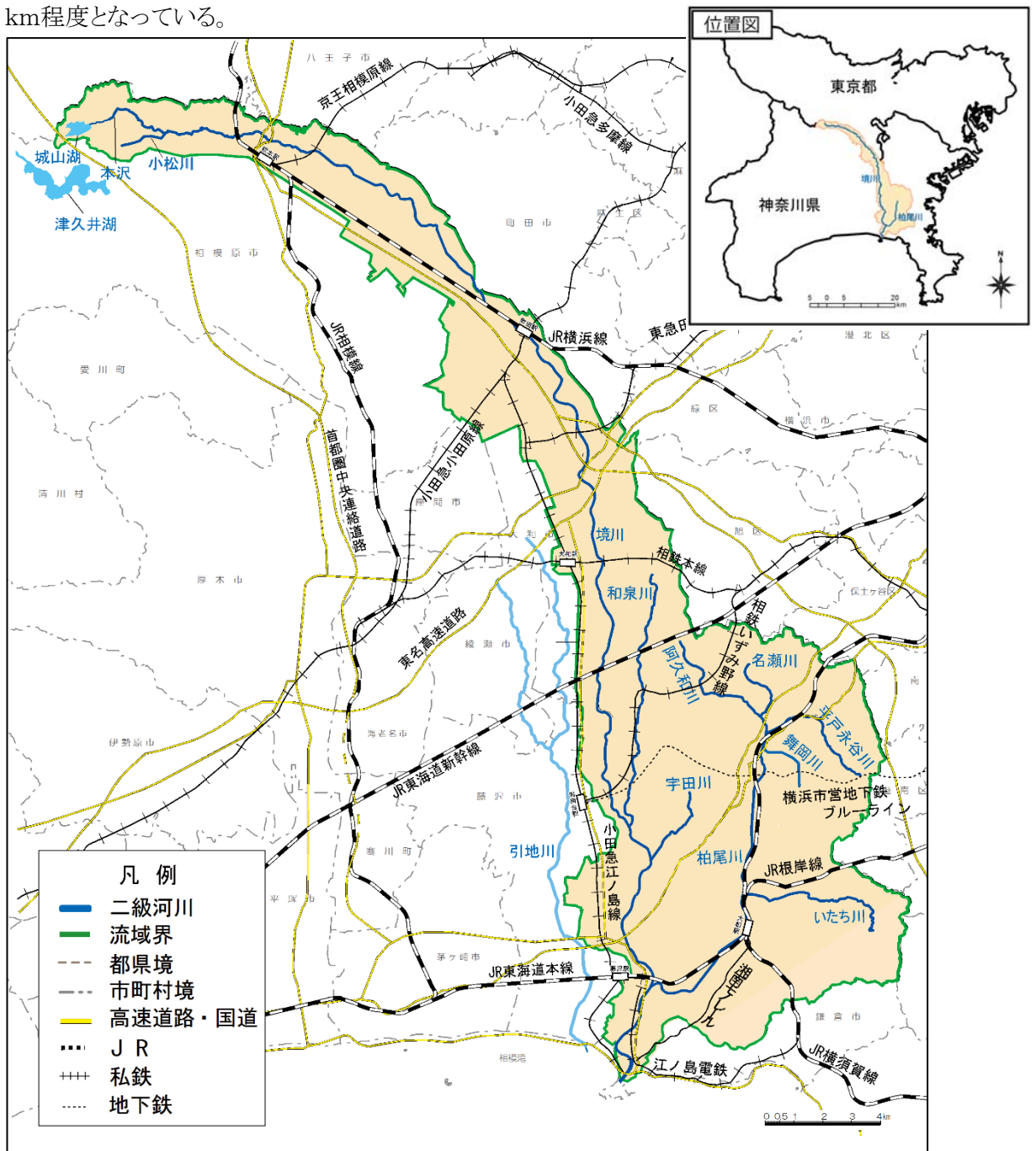


図 1-1 境川流域の概要

[地形・地質]

境川流域の地形は、上流域は多摩丘陵と相模原台地に属して起伏に富み、柏尾川等の支川が合流する下流域は小起伏丘陵地及び河川の氾濫原に該当する扇状地性低地に属して比較的平坦な地形となっている。

流域の地質は、境川本川流域の大半が武蔵野ローム層に、柏尾川流域の大半が多摩ローム層に覆われており、川沿いには沖積層が分布している。

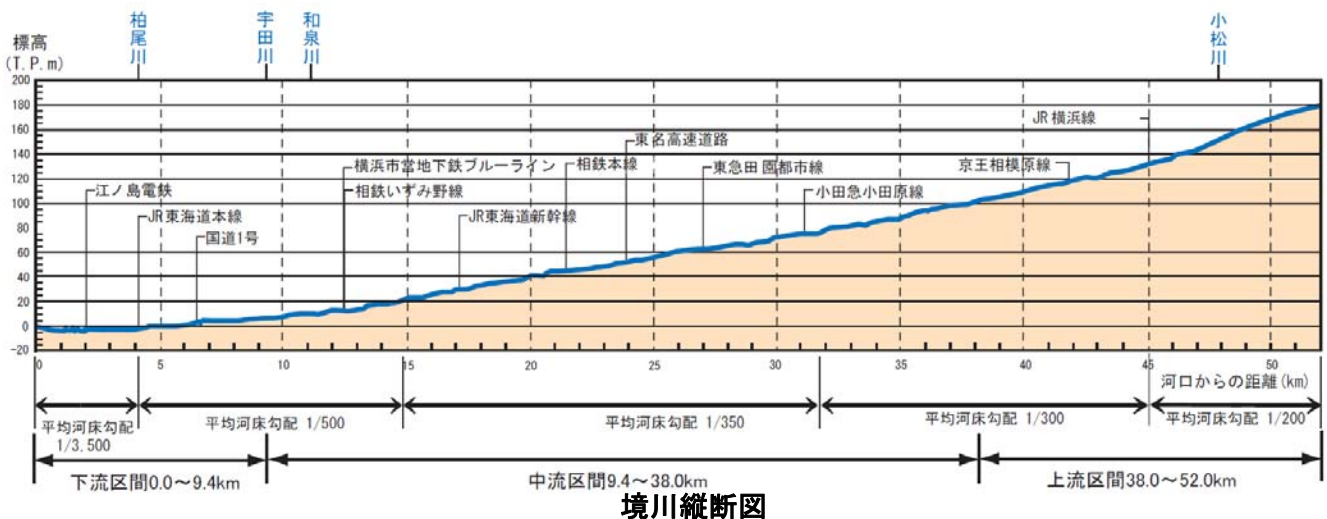
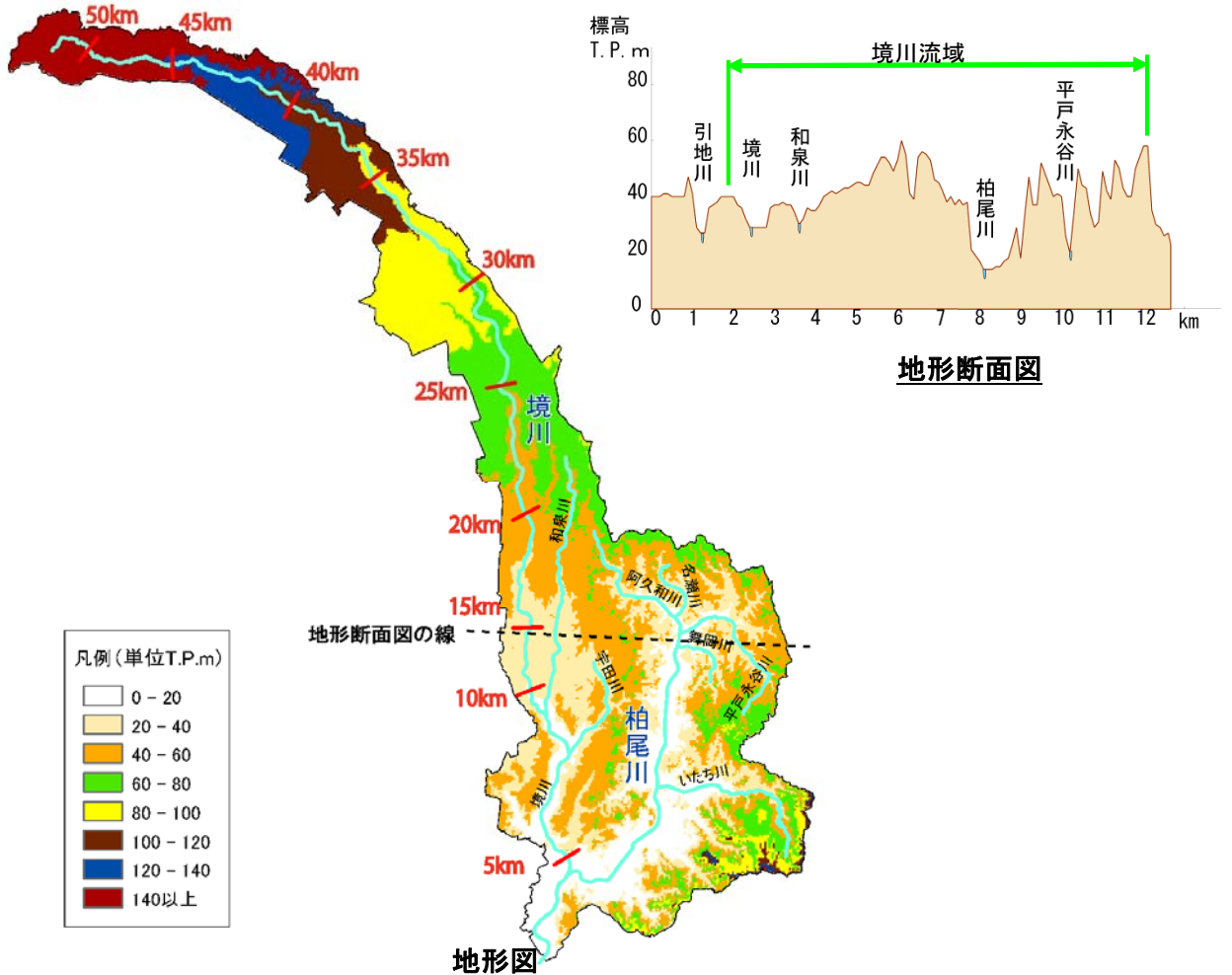
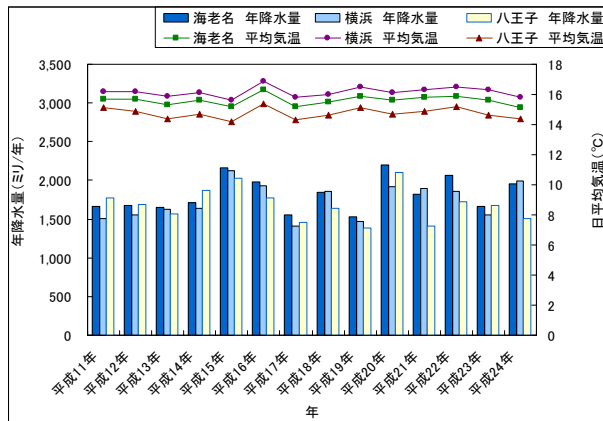


図 1-2 地形図・地形断面図・縦断面図

[気候]

流域の気候は、暖流が流れる相模湾に面している影響により比較的温暖で、夏季は降水量が多く、冬季は乾燥した晴れの日が多い。年平均気温は 16℃前後であり、年降水量は 1,700～2,000mm 程度となっている。



出典：気象庁ホームページ 気象観測データより作成

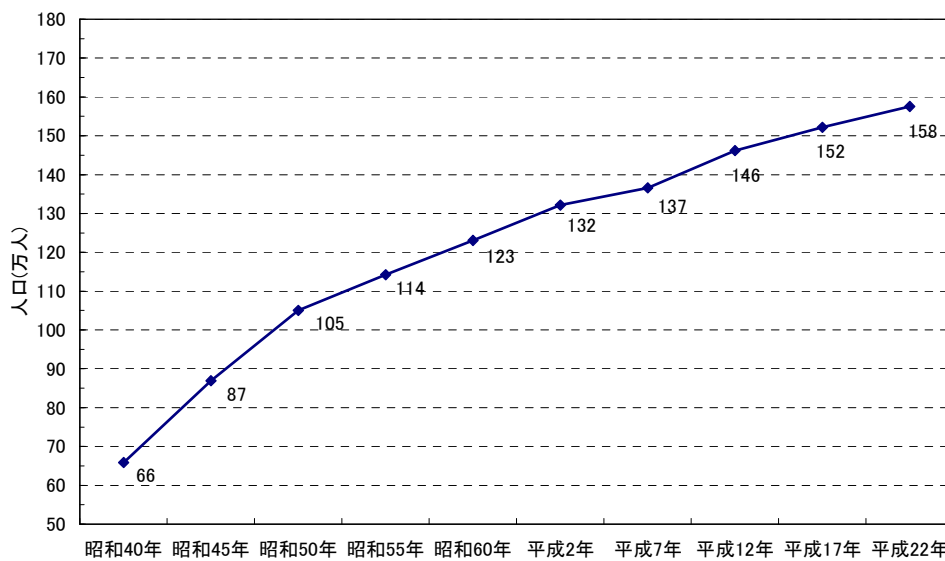
図 1-3 流域近辺の年降水量と年平均気温



図 1-4 観測所位置図

[人口]

流域内の人口は、昭和 40 年当時は約 66 万人であったが、平成 22 年には約 158 万人となっており、人口密度は流域平均約 7,000 人/km²となっている。また、人口の伸びは昭和 40 年代ほどではないが、近年も増加傾向となっている。



出典：昭和 40 年～平成 22 年：国勢調査（総務省統計局）

図 1-5 境川流域内人口の推移

[土地利用]

流域における市街地率は、近年、微増傾向となっており、平成 20 年の市街地率は約 69% である。今後も同様に市街化が進行していくことが予測される。

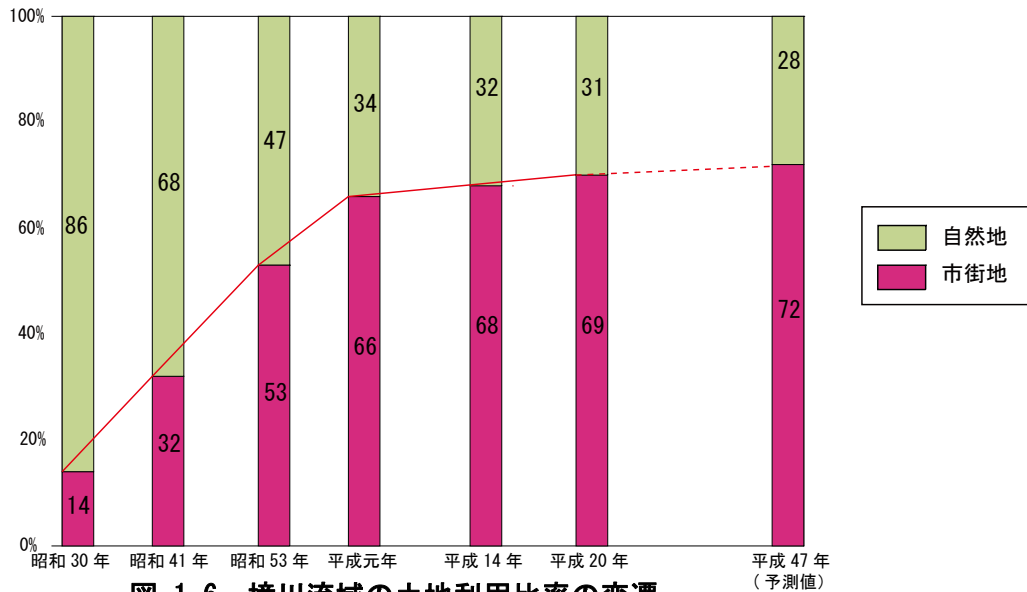
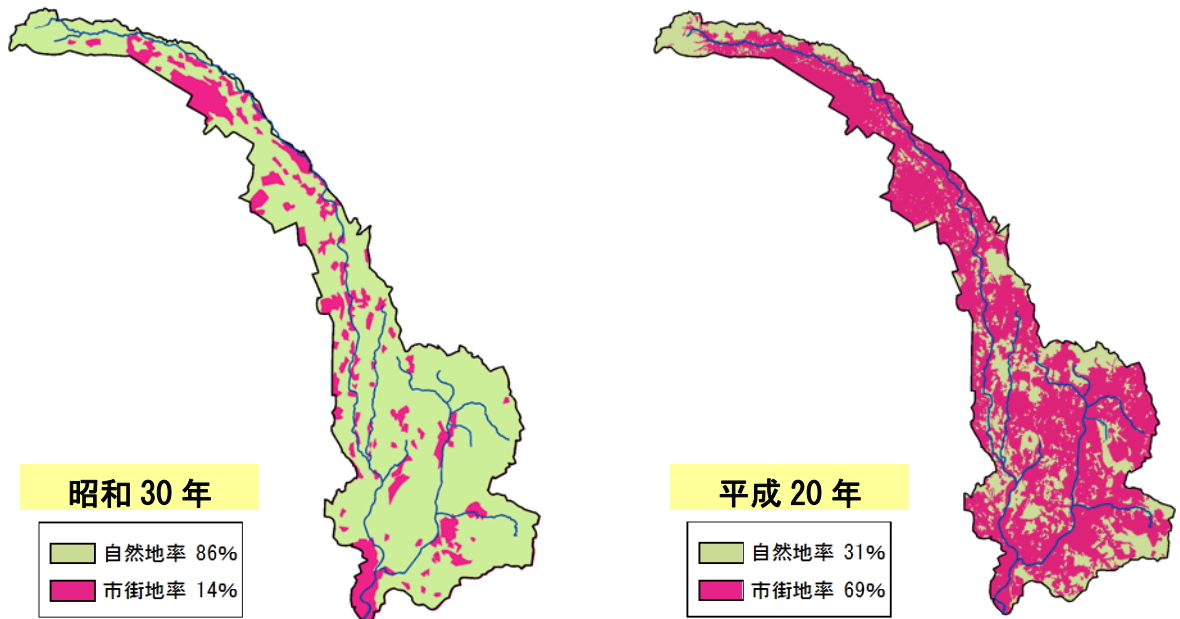


図 1-6 境川流域の土地利用比率の変遷



※上記市街地は、市街化区域と市街化調整区域内の市街地の合計である。

出典：各年の国土地理院地形図より作成

図 1-7 境川流域の市街地の変遷

[交通]

流域には、JR横浜線、小田急江ノ島線、相鉄本線、相鉄いずみ野線、横浜市営地下鉄ブルーライン、JR東海道本線等、多くの鉄道が横断している。また、国道1号や国道16号、国道246号等の幹線道路が横断している。

[河川の変遷など]

境川は、もとは相模川の流路の一部と考えられている。相模川は、47～40 万年前は北東に流れ、関東平野の奥深くに入り込んでいた東京湾に注いでいたが、次第に流路を西向きに変え、15 万年前には大和市あたりまで今の境川のような流路をとり、その下流は今の帷子川のあたりを流れ、10～3 万年前に今の相模野台地あたりを流れて河口も相模湾へ移っていった。この名残が境川となったと考えられている。

境川の河川名の由来は、文禄3(1594)年に行われた^{たいこうけんち}太閤検地の記録によれば「相武(相模と武蔵)の国界とし、境川と称す」とあり、これが境川と呼ばれるようになったゆえんといわれている。

[歴史・文化財]

流域には、国指定の有形文化財や、水防活動拠点としての側面を持つ神社等、流域の歴史を今に伝える文化財・施設がある。

境川に関係する歴史的施設としては、天正 18(1590)年に下飯田の領主になった^{かたすけべえ}笈助兵衛^{ためはる}為春が、菩提寺の^{とうせんじ}東泉寺を境川のたび重なるはん濫から守るため現在地に移築し、その際、水難守護治水の神である^{こんびらしん}金毘羅神を元木の村と寺の鎮守として祀って建立されたと伝えられる琴平神社(横浜市泉区)がある。また、サバ神社と呼ばれる神社が分布している。

文化財としては、国指定の有形文化財として^{しょうじょうこうじ}清浄光寺(遊行寺)^{ゆぎょうじ}の^{けんぼんちやくしよく}絹本著色^{いっぺんしょうにんえでん}一遍上人絵傳、^{けんぼんちやくしよく}絹本著色^{ごだいごてんのうおんぞう}後醍醐天皇御像をはじめとし、史跡文化財が広く分布している。

また、鎌倉道と東海道の分岐点に近い南谷戸(横浜市戸塚区下倉田町)では、昔から往来の多いところで、旅人の道中の安全祈願のため、大正初期から巨大なおおわらじを村民が総動員で作り奉納するようになった「南谷戸のおおわらじ」等がある。

[サバ神社]

境川、支川和泉川と西隣の引地川流域にかかる横浜市泉区、瀬谷区、大和市上和田から藤沢市石川にかけて「サバ神社」と称する神社が 12 社ある。境川支川和泉川流域の3社は^さ左馬頭源満仲(清和天皇のひ孫)を、その他の9社は^さ左馬頭源義朝(頼朝、義経の父)を祭神としている。サバ神社のサバの神は、水田稲作に関係の深い神と言われている。

「サバ神社」は、古くは水防組合を兼ねる「水共同体」が形成されており、これは日本全国でも境川だけの特徴である。また、サバ神社では立派な鐘を備えている社も多く、除夜の鐘として利用されることや、地区内住民への緊急通報避難等の水害対策の役割を担う等、地域に深く結びついてきたと考えられる。

出典：境川 横浜市発行 1995 年 7 月、神奈川県神社誌 神奈川県神社庁発行 1981 年 6 月、南谷戸のおおわらじ案内板



琴平神社



南谷戸のおおわらじ

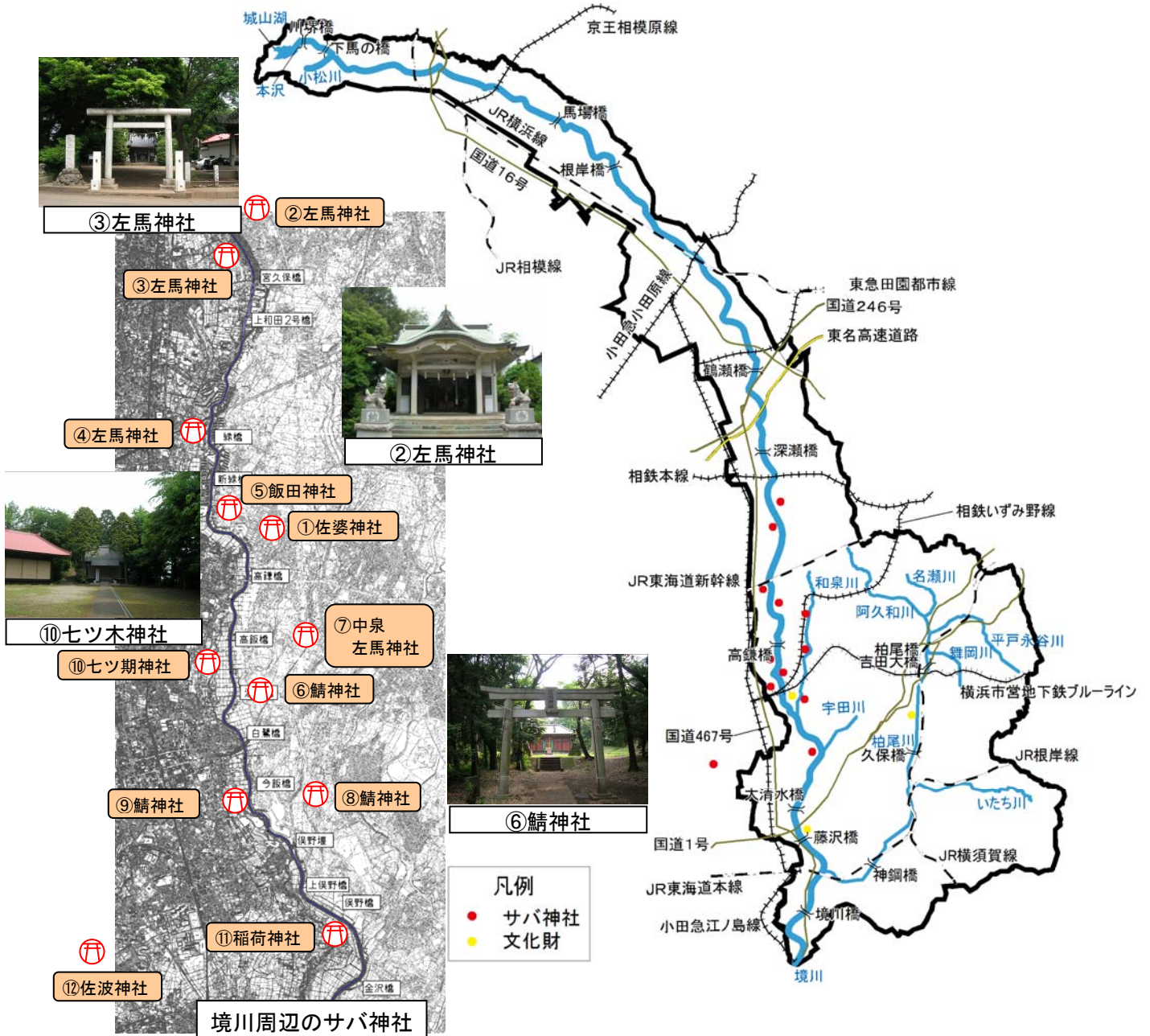


図 1-8 境川流域の文化財等分布図

第2節 河川の概要

境川は、上流から、本沢、小松川、和泉川、宇田川、柏尾川が合流し、相模湾に注ぐ河川で、柏尾川は、阿久和川、名瀬川、平戸永谷川、舞岡川、いたち川の5支川を集めている。以下に、河川図を示す。



図 1-9 河川図

表 1-1 境川水系 二級河川一覧

河川名	区 間		二級河川 延長 (km)
	上流端	下流端	
境川 (本川)	左岸 町田市相原 4,687 番地地先 右岸 相模原市緑区川尻 5,693 番地の 2 地先	海まで	52.14
本沢 (一次支川)	左岸 相模原市緑区川尻 6,027 番の 8 地先 右岸 相模原市緑区川尻 6,026 番の 1 地先	} 砂防堰から 境川 合流点まで	2.10
小松川 (一次支川)	左岸 相模原市緑区松風 4,572 番地地先 右岸 相模原市緑区松風 4,340 番地地先	} 松風橋から 境川 合流点まで	1.21
宇田川 (一次支川)	左岸 横浜市泉区中田町 233 番地地先 右岸 横浜市泉区中田町 80 番地の 1 番地	} に設置した標柱から 境川 合流点まで	3.83
和泉川 (一次支川)	左岸 横浜市瀬谷区二ツ橋町 310 番地の 1 地先 右岸 横浜市瀬谷区瀬谷町 4,741 番地の 3 地先	} 二ツ橋上流端から 境川 合流点まで	9.51
柏尾川 (一次支川)	左岸 横浜市戸塚区柏尾町 337 番地地先 右岸 横浜市戸塚区柏尾町 337 番地地先	} 平戸永谷川、 阿久和川合流点から 境川 合流点まで	11.12
平戸永谷川 (二次支川)	左岸 横浜市港南区上永谷町 3,648 番地地先 右岸 横浜市港南区上永谷町 3,484 番地地先	} 馬洗橋上流端から 柏尾川 合流点まで	4.90
阿久和川 (二次支川)	左岸 横浜市瀬谷区阿久和町 3,051 番地地先 右岸 横浜市瀬谷区阿久和町 3,078 番地の 2 地先	} に設置した 標柱から 柏尾川 合流点まで	5.51
名瀬川 (三次支川)	左岸 横浜市戸塚区名瀬町 2,230 番地の 2 地先 右岸 横浜市戸塚区名瀬町 2,226 番地の 1 地先	} 山越橋上流端から 阿久和川 合流点まで	2.21
いたち川 (二次支川)	左岸 横浜市栄区中野町 1,359 番地地先 右岸 横浜市栄区中野町 1,358 番地地先	} 神戸橋上流端から 柏尾川 合流点まで	7.18
舞岡川 (二次支川)	左岸 横浜市戸塚区舞岡町 593 番地地先 右岸 横浜市戸塚区舞岡町 3,237 番地地先	} に設置した 標柱から 柏尾川 合流点まで	1.64
合計			101.35

境川水系では、昭和 40 年に東京都知事、神奈川県知事によって境川、柏尾川、本沢、小松川が河川法に基づく二級河川として指定されている。

その後、神奈川県知事により、昭和 46 年に宇田川、平戸永谷川、いたち川、昭和 47 年に和泉川、阿久和川、昭和 58 年に舞岡川、平成6年に名瀬川が二級河川に指定されている。

境川の鶴瀬橋の上流は、都県の境界が河川に接していることから、昭和 42 年に東京都と神奈川県が管理協定を結び、管理区間及び管理の内容を定め、管理している。

神奈川県は、境川上流端から根岸橋上流端までを、東京都は根岸橋上流端から鶴瀬橋上流端の上流 120m の地点に設置した標柱までを管理区間としている。

なお、河川法第 10 条第 2 項の規定により、平戸永谷川は平成 23 年 4 月 1 日から、宇田川は平成 24 年 4 月 1 日から横浜市が管理している。

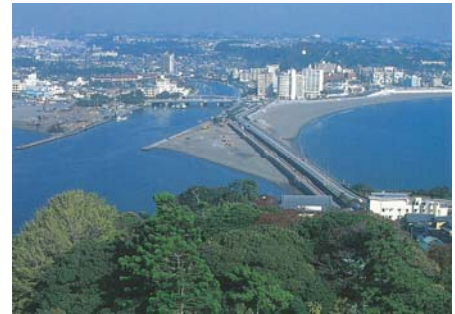
また、和泉川、柏尾川(柏尾橋～平戸永谷川合流点)、阿久和川、名瀬川、いたち川、舞岡川は、河川法第 16 条の 3 の規定に基づく協議により、横浜市が河川工事や維持を行っている。

（境川）河口～鶴瀬橋上流管理境（神奈川県管理区間）

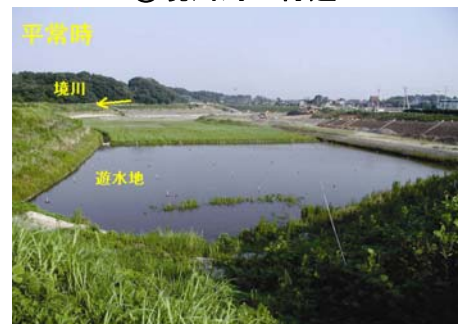
藤沢市の市街地を流れる下流域は、兩岸に住宅が密集している。河道は鋼矢板基礎のコンクリート護岸で整備されている。河口から、概ね柏尾川合流点までは感潮区間である。

横浜市戸塚区、泉区、瀬谷区、藤沢市北部及び大和市を流れる中流域は、河岸段丘や斜面緑地が見られ、横浜市戸塚区、泉区及び藤沢市北部にかけては沿川に水田や畑が広がる。河道は、鋼矢板基礎のコンクリート護岸で整備されている。

和泉川合流点付近には境川遊水地が整備されている。境川遊水地は横浜市戸塚区、横浜市泉区および藤沢市にまたがり、俣野遊水地、下飯田遊水地および今田遊水地の3池で構成されている。俣野遊水地は平成12年4月に、下飯田遊水地は平成14年7月に供用を開始している。今田遊水地は平成20年度に工事に着手し、平成26年3月に供用を開始している。遊水地内には、水辺空間としてのビオトープが整備されるとともに、県立境川遊水地公園として上部利用が図られている。



①境川河口付近



②境川遊水地

（境川）鶴瀬橋上流管理境～根岸橋（東京都管理区間）

町田市、相模原市の河岸段丘に挟まれ流下しており、沿川は住宅地等の市街地で形成されている。区間中央には町田駅が位置し商業施設が連坦する。河道はブロック積護岸及びコンクリート護岸で整備され、掘込河道の形態であり、湾曲部内側等では砂州が形成され、水際にも植生がみられる。また、旧河川敷等を活用したオープンスペースや親水護岸、また左岸側においては、管理用通路を利用した自転車歩行者専用道が整備されている。

段丘が近接する区間では、木々の生い茂る斜面として豊かな自然環境が残されており、沿川植生による木陰を形成する等、良好な河川環境を形成している。



③境川幸延寺橋付近

（境川）根岸橋～川堺橋（神奈川県管理区間）

町田市北部、相模原市を流れる上流域は、流路の兩岸に草が生育し、河川沿いには広葉樹林が分布している。河道は、ブロック積護岸及びコンクリート護岸が整備されている。また、相模原市緑区橋本五丁目の寿橋付近や、相模原市緑区広田のゆうやけ橋上流付近では、親水性に配慮した整備を行っている。なお、相模原市緑区町屋三丁目と東京都町田市相原町にまたがる地区には本郷・根岸遊水地が平成4年に供用されており、現在は風戸橋下流に風間遊水地の整備を進めている。



④境川高橋付近

本沢

相模原市緑区川尻の砂防堰から緑区川尻の川堺橋付近で境川に合流するのが本沢である。昭和 40 年には神奈川県企業庁により純揚水式発電所である城山発電所が建設されて、本沢には城山発電所の上池として本沢ダムが建設され、その調節池が城山湖である。城山発電所は、相模川(津久井湖)の水を汲み上げて城山湖に貯め、城山湖から津久井湖に放水して発電している。

小松川

小松川は、相模原市緑区川尻付近を源流とし、緑区町屋三丁目付近で境川に合流する。周辺には相模原市立広田小学校があり、水辺の学習の場としても活用されている。

また、ホタルの生息が確認されるなど、多様な動植物の生育・生息の場となっている。

和泉川

和泉川は、横浜市瀬谷区瀬谷町付近に源を発し、境川と並行して南に流れた後、戸塚区俣野町で境川に合流している。

河道は全区間にわたり掘込河道形態であり、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸であるが、「ふるさとの川づくり事業」により旧川の河川敷を利用した河川と一体となった水辺空間の整備や、遊歩道の整備等、親水性や周辺環境に配慮した整備を行っている。

上流部は沿川に家屋が建ち並び市街化されている。中下流部の川沿いには田畑や樹林地が比較的残っており、境川合流点付近では田園風景がみられる。



⑤和泉川東山橋付近

宇田川

宇田川は、横浜市泉区中田町付近に源を発し、ほぼ南西に流れた後、戸塚区俣野町で境川に合流している。

河道は全区間にわたり掘込河道形態でほぼ直線的に整備され、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸である。まさかりが淵付近では、淵の保全と合わせ周辺環境を活かした整備が行われている。

中流域にはまさかりが淵市民の森等の緑地が多く、境川合流点付近には水田や畑等の農地が残っている。



⑥宇田川殿山橋付近

柏尾川

横浜市戸塚区、栄区、鎌倉市及び藤沢市を流れる流域は、周辺に工場や住宅地等が連坦した市街地となっている。

河道は鋼矢板基礎のブロック積護岸及びブロック張護岸等が整備されている。特に、親水護岸が整備されている上流域(横浜市戸塚区及び栄区)では、河岸及び河道内に形成された中州上に、絶滅危惧種ミズキンバイ等が生育しており、飯島橋上流の堤防には、柏尾川プロムナードとして桜並木の遊歩道が整備され、地域の人々の憩いの場となっている。

また、横浜市戸塚区戸塚町と栄区金井町に金井遊水地を整備し、平成元年に供用している。



⑦柏尾川吉田大橋付近

阿久和川

阿久和川は、横浜市瀬谷区三ツ境付近に源を発し、県道瀬谷柏尾線と平行して南に流れた後、戸塚区柏尾町のJR東海道本線坂本川橋梁付近で平戸永谷川と合流し、柏尾川となる。

河道は、全区間にわたり掘込河道形態であり、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸である。名瀬川合流点から堂山橋間では、低水路や遊歩道が整備されている。

周辺は、上流域に緑地や農地が比較的残っており、中流域には「まほろばの川づくりモデル事業」で整備された水辺空間があり市民に親しまれている。下流域は工場や住宅が建ち並んでいる。



⑧阿久和川名瀬川合流点付近

名瀬川

名瀬川は、横浜市戸塚区名瀬町付近に源を発し、ほぼ南東に流れた後、戸塚区上矢部町で阿久和川に合流している。

河道は全区間にわたり掘込河道形態であり、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸である。阿久和川合流点から宝来橋間では低水路が整備されている。

周辺は、源流域に北部丘陵をかかえ、中流域にも緑地が残っている。下流域には住宅が建ち並んでおり、阿久和川との合流点付近には、マンションや工場等が立地している。



⑨名瀬川羽沢橋付近

平戸永谷川

平戸永谷川は、横浜市港南区野庭町に源を発し、環状2号線とほぼ平行して流れた後、戸塚区柏尾町で阿久和川と合流し、柏尾川となる。

河道は全区間にわたり掘込河道形態で整備され、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸である。中流区間では、低水路や親水護岸が整備されている。

周辺は、一部に農地や緑地が散在しているが、これを除くとほぼ全域が市街化されている。



⑩平戸永谷川永谷橋付近

舞岡川

舞岡川は、横浜市戸塚区舞岡町付近に源を発し、ほぼ北西に流れた後、戸塚区柏尾町で柏尾川に合流している。

河道は全区間にわたり掘込河道形態でほぼ直線的に整備され、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸である。舞岡小学校付近では、河川管理用通路と旧河川敷を利用した親水広場が整備されている。

周辺は、上中流域には緑地や農地が多く残り、下流域は国道1号沿いに、大規模工場や住宅が立地している。



⑪舞岡川下根二の橋付近

いたち川

いたち川は、横浜市栄区上郷町付近に源を発し、県道23号(原宿六浦)と平行して西に流れた後、栄区飯島町で柏尾川と合流している。

河道は、全区間にわたり掘込河道形態で、護岸はブロック積護岸及びコンクリート護岸であるが、「ふるさとの川づくり事業」により低水路や河川と一体となった良好な自然環境の整備が行われ、親水性や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した整備を行っており、多自然川づくりの先駆的な事例として注目を集めている。

周辺は、大規模な宅地開発等により市街化しているが、上中流域では斜面緑地や溪谷等の自然が残っている。



⑫いたち川桂橋付近

第2章 河川の現状と課題

第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

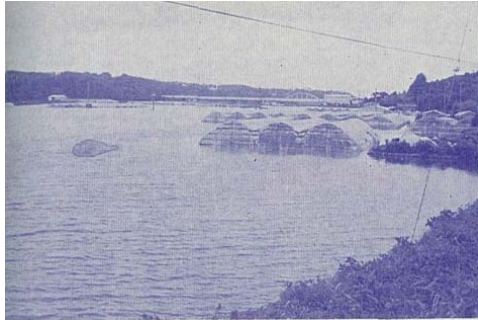
[水害の発生状況]

流域の過去の水害には、昭和41年6月台風第4号、昭和48年11月前線、昭和49年7月台風第8号、前線豪雨、昭和57年9月台風第18号による洪水があげられる。また、近年では、平成16年10月台風第22号や平成20年8月末豪雨において被害が発生している。

表 2-1 境川流域の主な水害

発生日月	原因	雨量 (mm)			建物被害 (棟)		
		観測所	時間最大	24時間	床下浸水	床上浸水	全壊流出
昭和36年6月28日	梅雨前線豪雨	-	-	-	325	204	0
昭和41年6月27~29日	台風第4号	藤沢土木	46	302	4,710	4,972	0
昭和45年6月10日 ~7月18日	梅雨前線及び台風第2号	城山	21	185	1,162	187	3
昭和46年8月27日 ~9月13日	台風第23・25・26号及び秋雨前線豪雨	藤沢土木	47	125	333	48	0
昭和47年6月6日 ~7月23日	断続した豪雨並びに台風第6・7号及び第9号	栄第二	22	128	821	514	0
昭和47年9月6~19日	豪雨及び台風第20号	城山	67	190	60	51	0
昭和48年11月9~11日	豪雨と風浪	栄第二	40	150	2,988	2,636	0
昭和49年7月1~12日	台風第8号及び豪雨	栄第二	49	124	2,533	1,585	2
昭和51年9月7~14日	台風第17号と豪雨	城山	27	79	1,664	612	0
昭和52年9月4~13日	台風第9号と豪雨	八王子	20	124	290	13	0
昭和56年10月19~25日	台風第24号、風浪と豪雨	長後	34	174	336	574	0
昭和57年9月10~13日	豪雨と台風第18号	栄第二	50	111	1,577	2,711	0
平成2年9月24日 ~10月1日	豪雨、台風第20号	江ノ島	57	211	1,035	266	0
平成3年9月11~28日	台風第17~19号豪雨風浪	相模原中央	46	350	262	221	0
平成5年11月10~15日	豪雨及び風浪	栄第二	60	150	150	247	0
平成16年10月8~12日	台風第22号及び豪雨	長後	37	257	418	252	0
平成17年9月3~8日	豪雨及び台風第14号	辻堂	26	65	75	1	0
平成20年8月26日 ~9月2日	8月末豪雨	城山	72	242	74	19	0

※ 雨量データは、神奈川県所管の観測所データより抽出。(気象庁ホームページ気象統計情報より抽出)
国土交通省河川局「水害統計」をもとに、主な被害を抽出。
建物被害の棟数は、内水被害を含む。



昭和 49 年 7 月台風第 8 号（藤沢市立石付近）



昭和 49 年 7 月台風第 8 号（藤沢市立石付近）



昭和 57 年 9 月台風第 18 号（藤沢駅周辺）



昭和 57 年 9 月台風第 18 号（藤沢駅周辺）



平成 20 年 8 月末豪雨（馬場橋付近）



平成 20 年 8 月末豪雨（二国橋付近）

写真 2-1 出水状況写真

[治水事業の沿革]

戦後の境川の河川工事は、昭和 20 年 8 月の台風による水害を契機として、昭和 21 年度から中小河川改修事業により着手した。

境川流域は、昭和 30 年代前半から流域の開発が進み、急激に都市化が進展した結果、森林や田畑が減少し、雨水を貯留、浸透させる保水機能や遊水機能が低下したことにより、浸水被害の危険性が増大した。

その後、境川では、計画の見直しや、災害復旧助成事業、その他国庫補助事業、及び県単独事業等も合わせて河川整備の推進が図られてきたが、流域の開発に伴う洪水の流出形態の変化が生じてきており、早急に治水安全度を上げるためには、河川対策のみならず流域対策を含めた治水対策を河川管理者、関係自治体が一体となって取り組む必要があった。

昭和 54 年に総合治水対策特定河川の指定を受け、昭和 55 年に「境川流域総合治水対策協議会」を設置し、昭和 56 年に「境川流域整備計画」を策定し、河川整備を推進するとともに、流域の関係機関の合意のもと、流域が従来から有している保水・遊水機能の保全を図る方策を推進する総合治水対策を実施することとなった。この境川流域整備計画では、河川整備と流域対策を合わせて時間雨量 50mm の降雨に対して安全なように整備を進めると定められた。

境川流域整備計画では、河口での流域基本高水流量が 1,230 m³/s で、そのうち、流域分担流量を 210 m³/s、河川分担流量を 1,020 m³/s(河道処理分 870 m³/s、遊水地、放水路等の河川域貯留分が 150 m³/s)として、河道処理分 870 m³/s のうち、390 m³/s を相模川へ分水(境川分水路)し、藤沢橋付近では 60 m³/s を迂回する分水路を整備する計画としている。

その後も、河川整備の計画は、幾度か見直され、境川分水路の分水量は 360 m³/s に、藤沢橋付近を迂回する分水路の計画は遊水地の計画に変更されたが、社会的要請を受けて境川分水路の事業着手は困難となった。

このような中で、平成 16 年には「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって浸水被害の対策を講じることが可能となり、効率的な浸水被害対策の実施を目的として、平成 26 年2月には特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行った。

なお、東京都管理区間は、時間雨量 50 mm 対応の整備を進めているが、下流の流下能力見合いで、時間雨量 30 mm 対応となるように流量調整を実施しており、東京都管理区間の上流においても同様に、下流の流下能力見合いで、時間雨量 30 mm 対応の整備を進めている。

[河川整備の状況]

・神奈川県管理区間

境川は、「境川流域整備計画」における河川整備のうち、護岸改修や洪水調節施設等の整備を進めている。

境川の和泉川合流点付近に整備している境川遊水地は、3池で構成されており、平成 12 年度より段階的に供用を開始した。平成 26 年3月には、3番目の今田遊水地が供用されている。

段階的に供用を開始してきたことで、平成 16 年 10 月の台風第 22 号など、既に多くの洪水に対して洪水調節効果を発揮している。

* 遊水地は、河川堤防の一部を低くして河道からあふれた洪水を一時的に貯留し、下流の洪水被害を軽減する効果がある。下の写真は、境川からの洪水が遊水地に入るときの様子を示している。



平常時



洪水時：平成 16 年 10 月 9 日(台風第 22 号)

写真 2-2 俣野遊水地：洪水調節状況

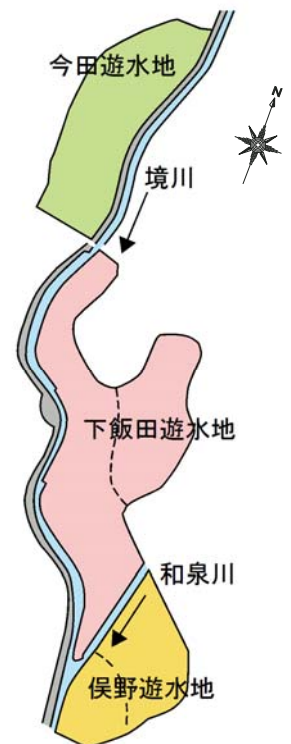


図 2-1 境川遊水地概要図

・東京都管理区間

鶴瀬橋上流管理境から根岸橋までは、時間雨量 50 mmの降雨に対応する整備を進め、現在、護岸整備が9割以上完了している。下流の神奈川県管理区間の整備状況にあわせ5箇所
の狭窄部を存置するとともに整備済み区間についても計画河床まで掘り下げず、下流への流下
量を抑制している。

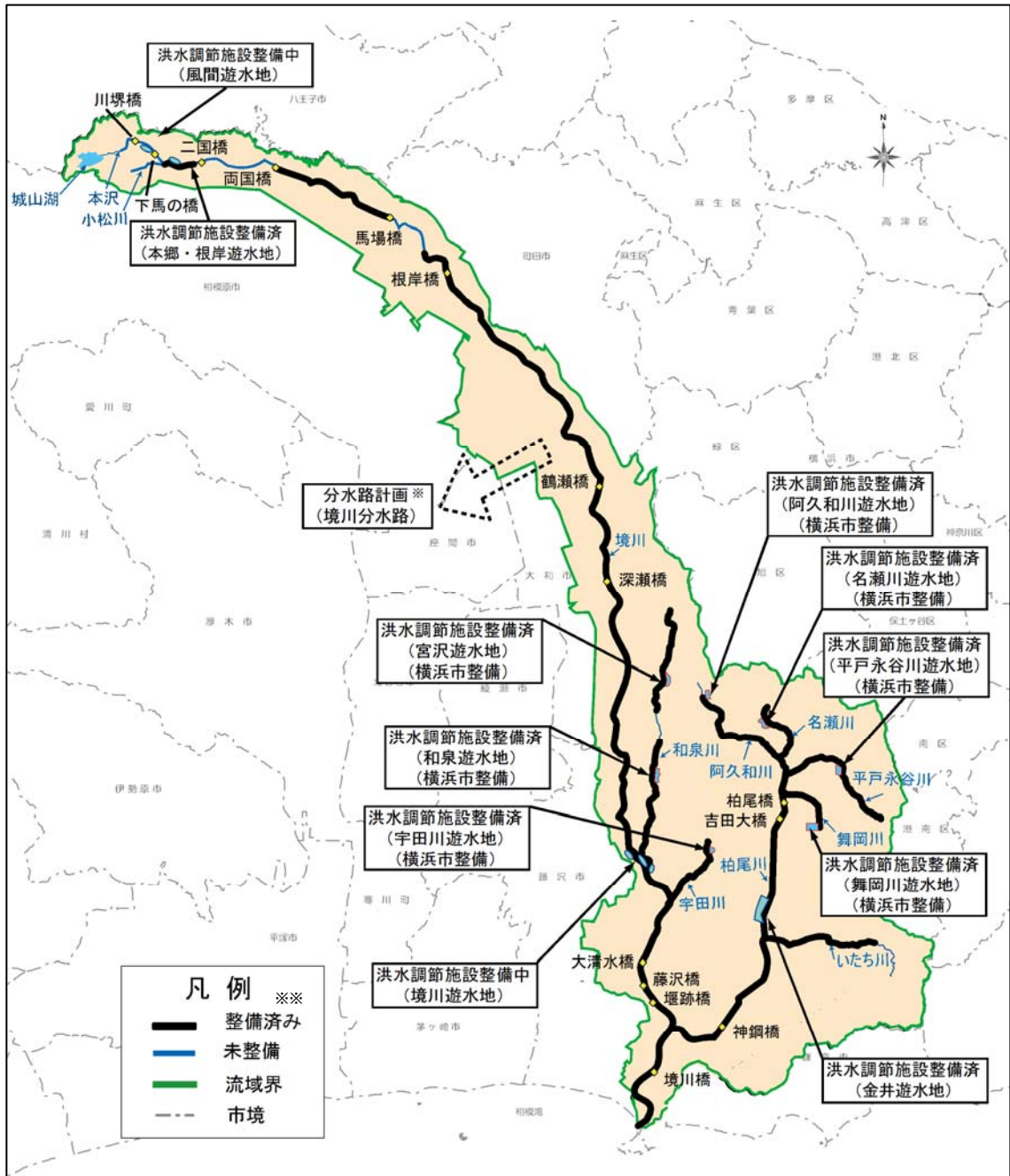
・横浜市管理区間及び同市が河川工事及び維持を施行する区間

横浜市管理区間及び河川法第 16 条の3に基づく協議により同市が河川工事及び維持を施
行する区間においては、境川流域整備計画に基づき時間雨量概ね 50mm に対応した整備を
進めている。

横浜市管理の平戸永谷川と宇田川については、河川整備と流域対策を合わせて整備を進
めており、それぞれ、平成 19 年度と平成 22 年度に遊水地整備を含めて河道整備が完了して
いる。

また、河川法第 16 条の3に基づく協議により横浜市が河川工事および維持を施行する区間
では、護岸整備については約9割が完了している。

なお、いたち川では、以前に有害な「黄リン」が河床から発見され、封じ込め対策が
実施されているが、今後の河道整備においては、黄リン対策が必須であり、国・県・市
が連携して解決すべき重要な課題となっている。



※「境川分水路」は、本計画では整備を行う施設として位置づけていないが、河川整備基本方針（平成22年12月策定）に将来的な計画として位置づけた施設であり、今後検討を行っていく。

※※「境川流域整備計画」等における、護岸改修の進捗状況である。

図 2-2 河川整備状況図

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

[利水]

境川本川の水利用としては、神奈川県においては、農業用水として約 360ha の農地のかんがいに利用されており、すべてが慣行水利権である。農業用取水等に大きな支障をきたすような渇水被害はこれまでに発生していない。なお、東京都においては、農業用水の利用はない。また、境川水系は、漁業権の設定はない。

[水量]

大清水橋地点における過去 17 年(平成 5～21 年)の平均渇水流量は約 4.4 m³/s、平均低水流量は約 4.9 m³/s である。

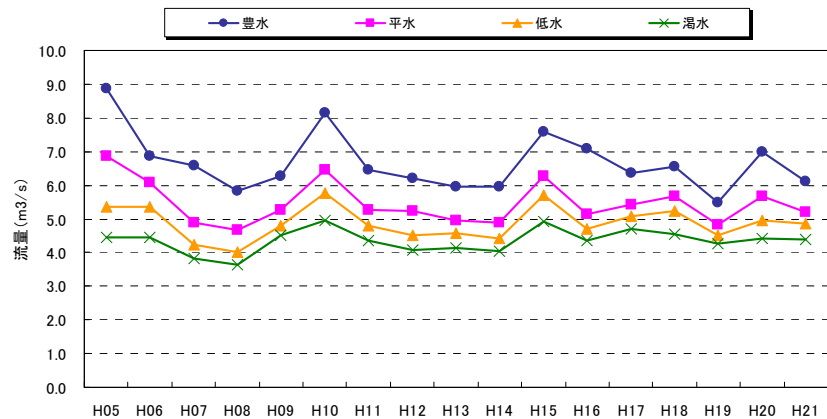


図 2-3 大清水橋流況の経年変化

[水質]

水質については、境川の柏尾川合流点より上流で生活環境の保全に関する環境基準は河川D類型: BOD8mg/ℓ以下と定められ、境川の柏尾川合流点より下流と柏尾川では河川C類型: BOD5mg/ℓ以下と定められており、かつては境川水系の多くの地点で達成してなかったが、境川の水質改善地点である境川橋地点で平成 10 年度から達成しており、その他の観測地点でも、大幅に改善されている。境川橋地点では、河川水に占める下水処理水の割合が3割程度と高く、水質改善には、下水処理の貢献が大きいといえる。

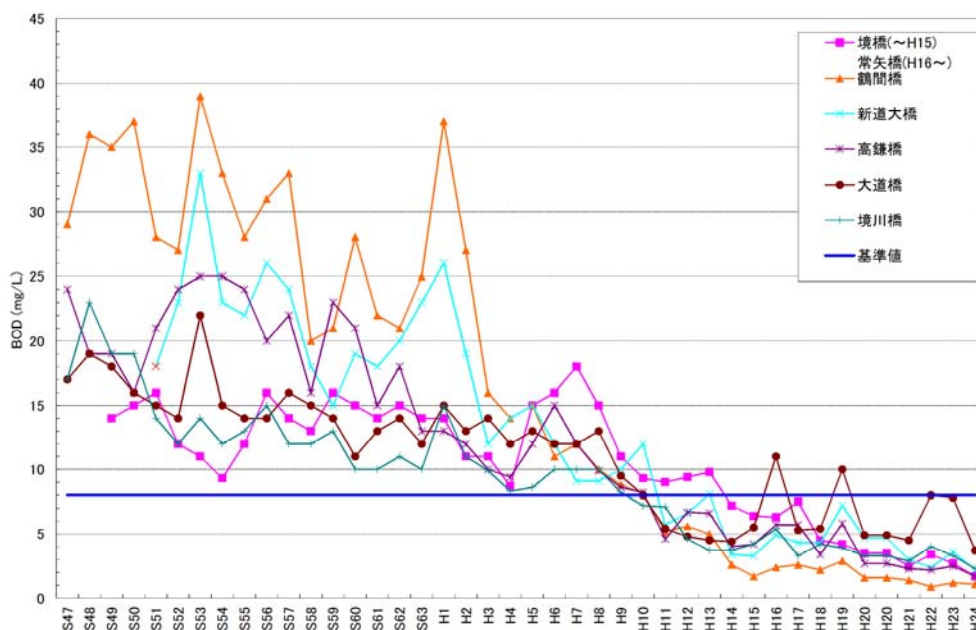


図 2-4 境川水系 BOD75%値の経年変化

[河川空間の利用]

川沿いは散策やサイクリングに利用されている区間が多く、散策路や、自転車歩行者専用道として整備されている区間がある。

親水空間として整備され、水際に近づくことができる箇所は、川遊び場や自然観察の場として利用されている。

境川遊水地は、その上部空間を県立公園として整備し、公園内に少年野球場等の公園施設が整備されており、平常時には、遊びや運動、自然観察や環境学習に利用されている。



図 2-5 農業用取水堰、流量、水質観測地点、位置図

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

〔動植物の生息状況〕

境川は主に住宅が密集した市街地や農耕地の間を流れており、護岸が施工され河道は直線的である。そのため、陸域と水域の連続性は低く、河道内の環境変化は少なく、瀬・淵環境も少ない。また、水際部のヨシ群落等の植生は少なく、河岸にはオギ、クズ、セイタカアワダチソウ等が優占する草地もみられるが植生幅は狭い。そのような環境を反映し、鳥類では、スズメ、ツグミ、ムクドリ等の農耕地・市街地に特徴的な種や、ホオジロ、アオジ、ヒバリ等の草地性の種がみられる。水域では、流水域を好む種として、アユ、カジカ等の魚類やヒラテテナガエビ等の底生動物が、止水域や植生域を好む種としてコイ、アブラハヤ、モツゴ、メダカ等の魚類やテナガエビ、ヒメモノアラガイ、カワコザラガイ、ヌカエビ等の底生動物の生息が確認されている。

境川の上流域には、湧水のある穏やかな細流があり、カワセミ等の鳥類やホトケドジョウ、カジカ等の魚類、ハグロトンボ、エルモンヒラタカゲロウ等の底生動物、砂礫地を好むサワガニの生息が確認されている。



ホトケドジョウ

中流域にある境川遊水地では、鳥類のクイナ、タシギや水生昆虫類のナツアカネ、コガムシ等の湿地環境に依存した生物の生息が確認されている。



タコノアシ

河口付近には海岸や汽水環境に特徴的な種が生息する。

また、主要な支川である柏尾川は、境川同様、住宅が密集した市街地の間を流れている区間が多く、護岸が施工され、陸域と水域の連続性は低い部分があり、瀬・淵環境も少ない。

金井遊水地付近より下流は河道内に植生がほとんどみられないが、遊水地上流はやや河道が広がり、両岸には州があり、ヨシ、ヒメガマ、マコモ等が優占する湿地植生がみられる。この区間は絶滅危惧種のミズキンバイの分布地になっている。湿地やその周辺はコサギ、アオサギ等の鳥類やモツゴ、タモロコ、メダカ等の魚類の生息環境となっている。



ミズキンバイ

水域では、コイ、ギンブナ等の魚類やテナガエビ、ギンヤンマ等の底生動物の生息が確認されている。また、カルガモ、オナガガモ等の鳥類の利用がみられる。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は、境川水系の二級河川区間(法指定区間)の全ての区間である。

第2節 計画対象期間

本河川整備計画の目標を達成するための対象期間は、概ね30年とする。

なお、本計画は、流域の社会状況の変化や新たな知見、技術の進歩等にあわせ、計画対象期間内においても必要な見直しを行うものとする。

第3節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

境川水系における都市洪水対策は、これまで河川整備と流域対策を合わせて年超過確率1/6.3(時間雨量50mm)の降雨に対応する整備をしてきたところであるが、流域の市街地率が高いこと、近年でも浸水被害が発生していることから、年超過確率1/10(時間雨量概ね60mm)の規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

各々の河川及び地点における整備目標流量については本計画で設定し、流域分担流量については別途定める「境川流域水害対策計画」と整合を図り、流域内の土地利用の状況や雨水貯留浸透施設、河川調整池の設置等を考慮して設定している。

流域の保水・遊水機能を、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等関係機関、市民等との連携により、将来にわたっても適切に保全に努める。

また、高潮、津波の影響について検討を進める。

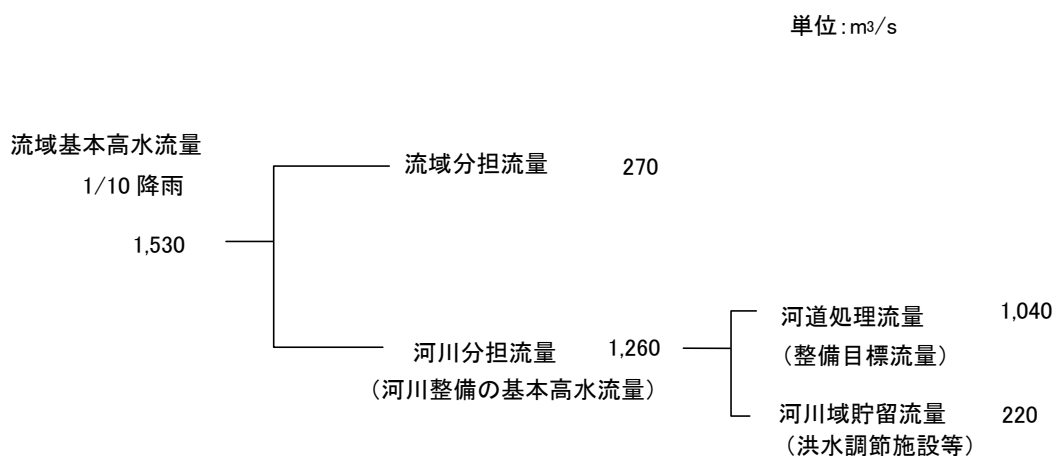


図 3-1 境川水系流量分担図 (基準地点: 境川橋)

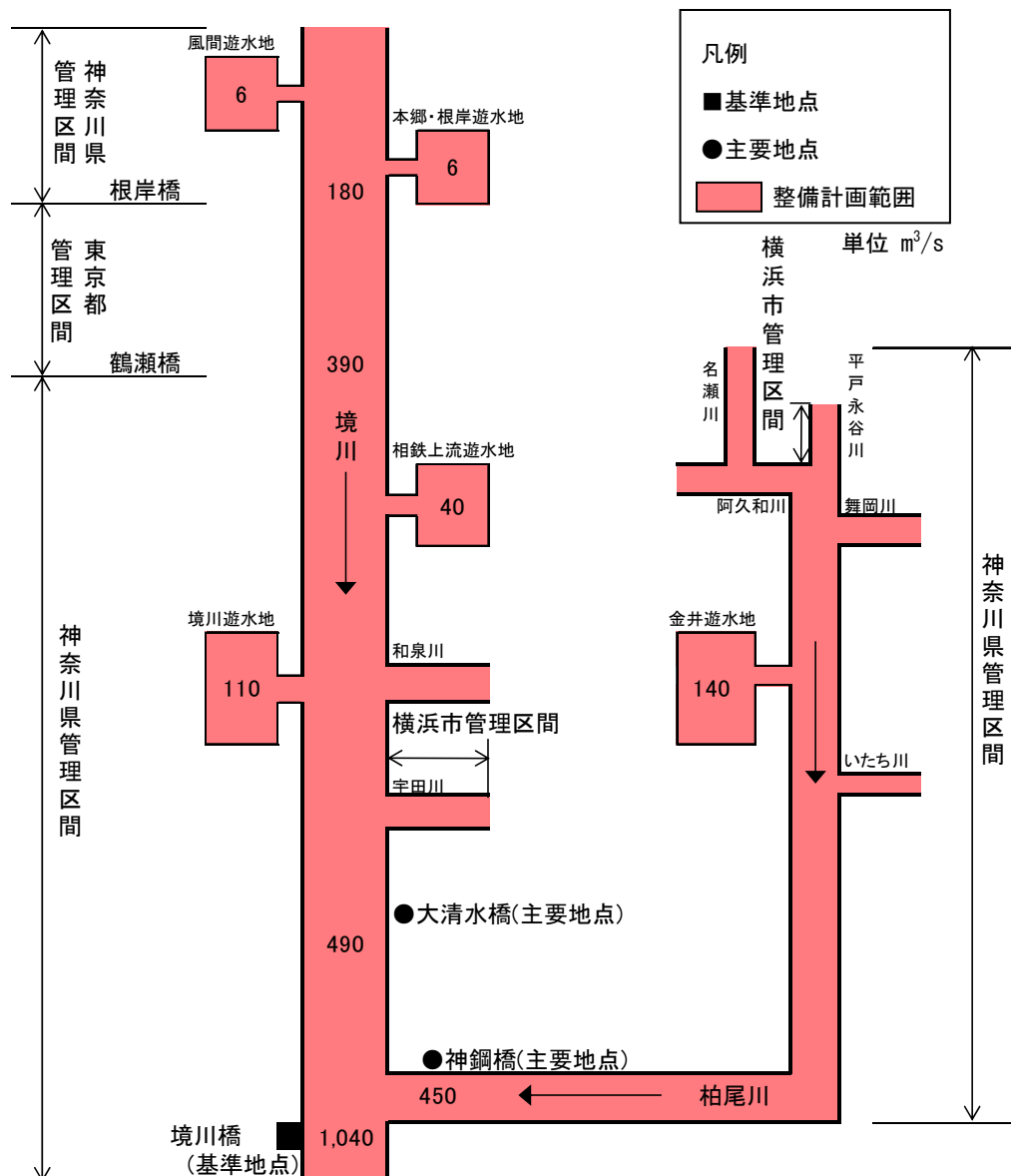


図 3-2 整備目標流量

第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持するために必要な流量については、今後、引き続き河川流況のデータの蓄積や農業用水の取水状況等の把握に努め、検討を進める。

第 5 節 河川環境の整備と保全に関する事項

境川流域の河川は、周辺の樹林等とともに都市域内における貴重な自然環境を有しており、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっているので、河川工事においては、周辺の自然環境との調和や多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する等、河川環境の保全に配慮した河川の整備を目指す。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1 神奈川県施行区間

河川工事は、河川整備計画の対象期間内に整備目標流量を安全に流下させるために、河道整備と洪水調節施設の整備を組み合わせた整備を進める。

なお、河川整備は多自然川づくりを基本とし、河川工事の実施にあたっては、河川に生息する多様な生物の生育、繁殖環境や、景観に配慮した整備を行い、自然環境の保全・回復に努める。

主な施行箇所（神奈川県施行区間）

河川名	整備内容	施行箇所	No（図 4-1）
境川	河道整備	河口～鶴瀬橋上流管理境	①
		根岸橋～本沢合流点	②
	親水施設の整備	河口～鶴瀬橋上流管理境	①
	緑化整備	根岸橋～本沢合流点	②
	洪水調節施設整備	境川遊水地	③
相鉄本線上流付近		④	
風間遊水地		⑤	
柏尾川	河道整備	境川合流点～柏尾橋	⑥
	親水施設の整備	境川合流点～柏尾橋	⑥
	緑化整備		
	洪水調節施設整備	いたち川合流点付近～柏尾橋付近	⑦

(1) 河道整備

整備目標流量を安全に流下させるために、護岸工や河道掘削等を行い、河道の断面を広げる。

藤沢橋付近は狭窄部になっているが、沿川は住宅等が連坦し河道拡幅や河道掘削による河道整備が困難なので、当該区間の治水対策を検討し実施する。

なお、河道整備は治水上の安全度を確保した上で、人と川のふれあいの場や豊かな生物の生態系を創出することを目的として、地域が進めるまちづくりと連携し、高水敷整備や管理用通路の緑化等、親水性や河川環境に配慮する。

(2) 洪水調節施設整備

境川、柏尾川の沿川は住宅等が連坦し、河道拡幅が困難であり、河道整備だけでは整備目標流量を安全に流下させることが困難なことから、洪水調節施設を整備し、洪水時に河川から水を取り込み一時的に貯留し、下流部の負担及び洪水被害の軽減を図る。

なお、洪水調節施設の整備にあたっては、人々が身近な自然に触れ合い、安らぎやうるおいを得られるよう河川環境や親水性に配慮していく。

(3) 長寿命化計画等

境川流域に整備済みの遊水地は、整備計画期間(概ね 30 年)において、建設から 30～50 年以上が経過することとなり、老朽化による機能低下が懸念される。したがって、長寿命化計画等に基づき、施設の改良等の適切な措置を講じる。

(4) 河川管理施設の質的整備

必要に応じて堤防の耐震対策や耐浸透対策を実施する等、適切な措置を講じる。

2 東京都施行区間

河川工事は、河川整備計画の対象期間内に整備目標流量を安全に流下させるために、河道整備を進める。また、早期の治水安全度向上を図るため、洪水調節施設を先行的に整備する。

河川整備にあたっては、治水対策との調和を図りながら、多自然川づくりを基本に、河川に生息する多様な生き物の生息、生育、繁殖環境に配慮し、自然環境の保全・回復に努める。

また、段丘が近接する区間では斜面林として豊かな自然環境が残る等、沿川は散策等の人々の憩いの場として利用されている。都市域に残る貴重な水辺空間として人々が集い親しめるよう、親水施設の整備や管理用通路の緑化等、景観に配慮した整備に努めていく。

さらに、境川流域に整備済みの河川施設は、整備計画期間(概ね30年)において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良を行うとともに、堤防等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

主な施行場所（東京都施行区間）

河川名	整備内容	施行箇所	No (図 4-1)
境川	河道整備	鶴瀬橋上流管理境～根岸橋	⑧
	親水施設の整備 緑化整備 (管理用通路等の植栽)	鶴瀬橋上流管理境～根岸橋	⑧
	洪水調節施設整備 (総量約 76 万 m ³)	鶴瀬橋上流管理境～根岸橋	⑨

(1) 河道整備

整備目標流量を安全に流下させるために、下流の流下能力との整合を取りながら、護岸工や河道掘削等を行い、河道の断面を広げる。

(2) 親水施設の整備、緑化整備

既に護岸整備済みの区間において、周辺の自然環境や河川利用の状況に合わせ、親水施設の整備や管理用通路の緑化整備を行う。親水施設は、河川を利用する人々の安全面にも十分配慮した整備を行う。

(3) 洪水調節施設整備

下流の改修状況を踏まえ、河道整備に先行して年超過確率 1/20(時間雨量概ね 65mm)にも対応した洪水調節施設を整備し、早期の治水安全度向上を図る。

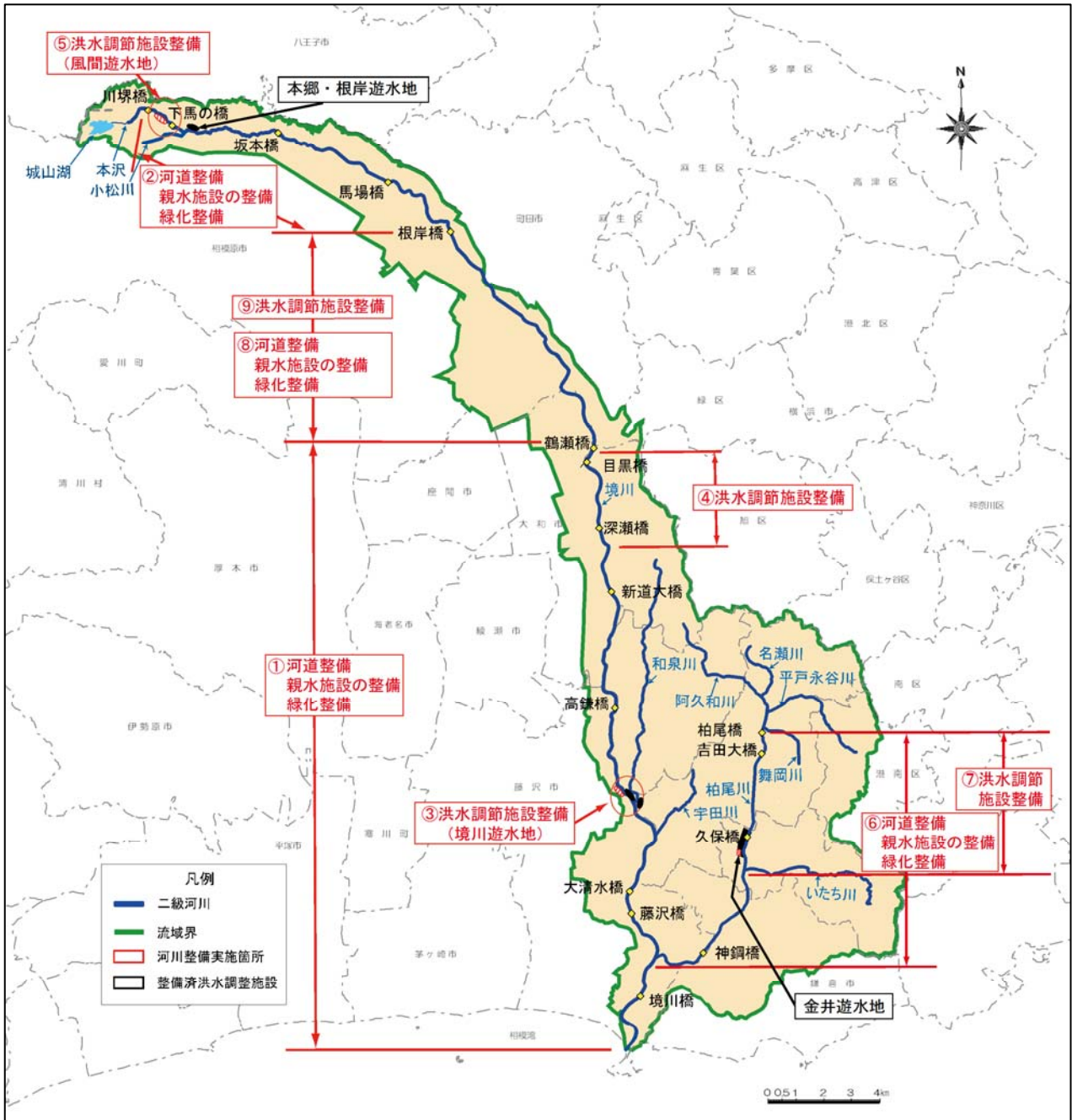
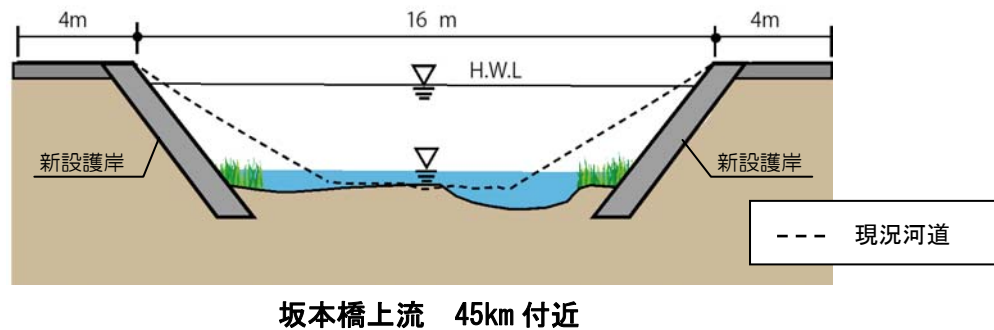
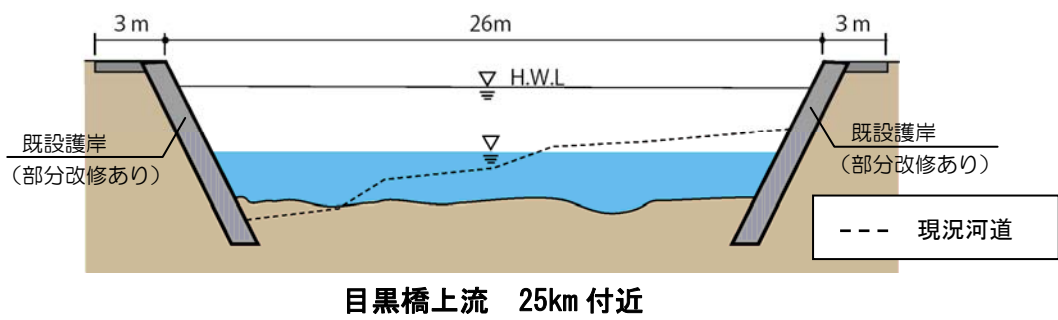
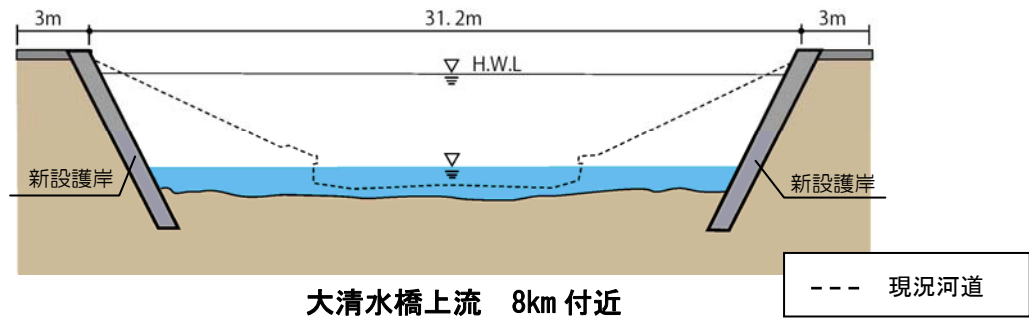


図 4-1 河道整備及び洪水調節施設整備位置図

○境川



○柏尾川

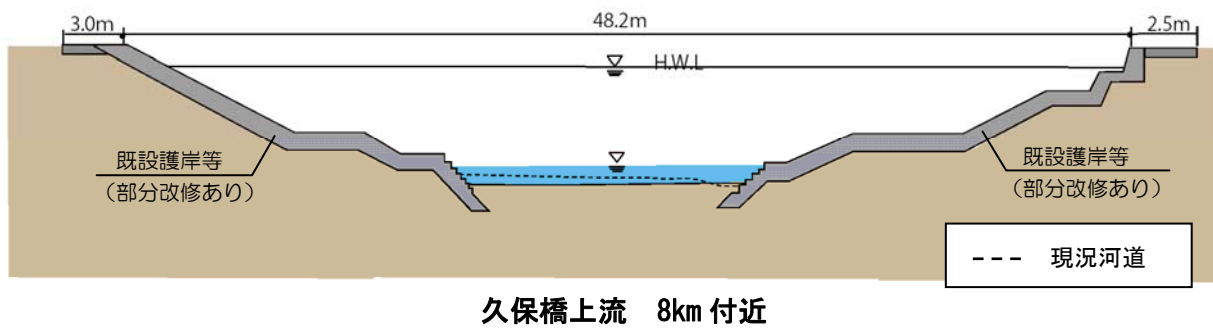


図 4-2 河川整備のイメージ (神奈川県施行区間)



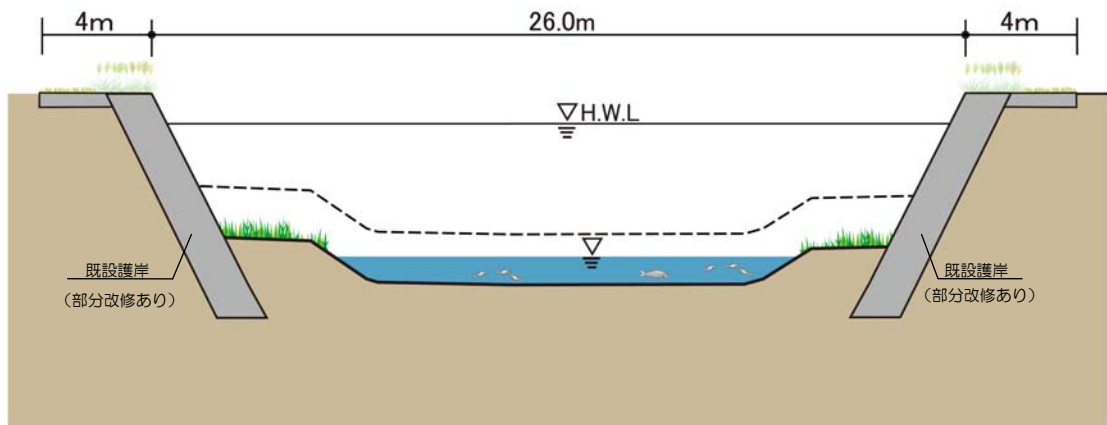
写真 4-1 斜面林の状況 (JR 横浜線下流)



写真 4-2 親水護岸の状況 (鶴間一号橋下流)



写真 4-3 管理用通路等の緑化整備イメージ



鶴瀬橋上流

--- 現況河道

図 4-3 河川整備のイメージ (東京都施行区間)

3 横浜市施行区間

横浜市管理の河川については、河川整備計画の対象期間内に整備目標流量を安全に流下させるため、河道整備及び洪水調節施設の整備等を行う。

また、河川法第16条の3に基づく協議により横浜市が河川工事および維持を施行する河川については、現行の整備を着実に進めるとともに、河川整備計画の対象期間内に整備目標流量を安全に流下させるため、神奈川県と横浜市は協議を進め、河道整備及び洪水調節施設の整備等を行う。

河川整備にあたっては、多自然川づくりを基本とし、従来から進めてきた自然環境に配慮した川づくりをより一層推進し、生物多様性の観点を取り入れ河川の生き物の生息、生育、繁殖環境に配慮した川づくりを実施していく。

加えて、横浜市域の高度な土地利用が進行した都市空間における貴重なオープン空間の確保と人々が集まり親しめるような憩いの空間を創造できるよう親水施設や管理用通路の利用促進のための整備など、社会環境や景観に配慮した整備を行っていく。

また、洪水調節施設の整備等においては、先行整備した既存施設調節施設の改良など、既存ストックを活用した整備を合わせて実施することで、効率的・効果的な整備を行う。

主な施行場所（横浜市施行区間）

河川名	整備内容	施行箇所	No（図 4-4）
宇田川 （横浜市管理）	河道整備	境川合流点～中田橋	⑪
	洪水調節施設の整備等	流域内	⑫
和泉川	河道整備	0 k 600 地点～二ツ橋	⑬
	洪水調節施設の整備等	流域内	⑭
	親水拠点整備と旧川の活用	和泉遊水地～宮沢遊水地	⑮
柏尾川	河道整備	柏尾橋～阿久和川合流点	⑯
平戸永谷川 （横浜市管理）	河道整備	柏尾川合流点～馬洗橋	⑰
	洪水調節施設の整備等	流域内	⑱
阿久和川	河道整備	柏尾川合流点～村下橋	⑲
	親水拠点整備と旧川の活用	柏尾川合流点～村下橋	⑳
	洪水調節施設の整備等	流域内	㉑
いたち川	河道整備	柏尾川合流点～神戸橋	㉒
	親水拠点整備と旧川の活用	柏尾川合流点～神戸橋	㉓
舞岡川	河道整備	柏尾川合流点～右支川合流点	㉔
	洪水調節施設の整備等	流域内	㉕
名瀬川	河道整備	阿久和川合流点～山越橋	㉖

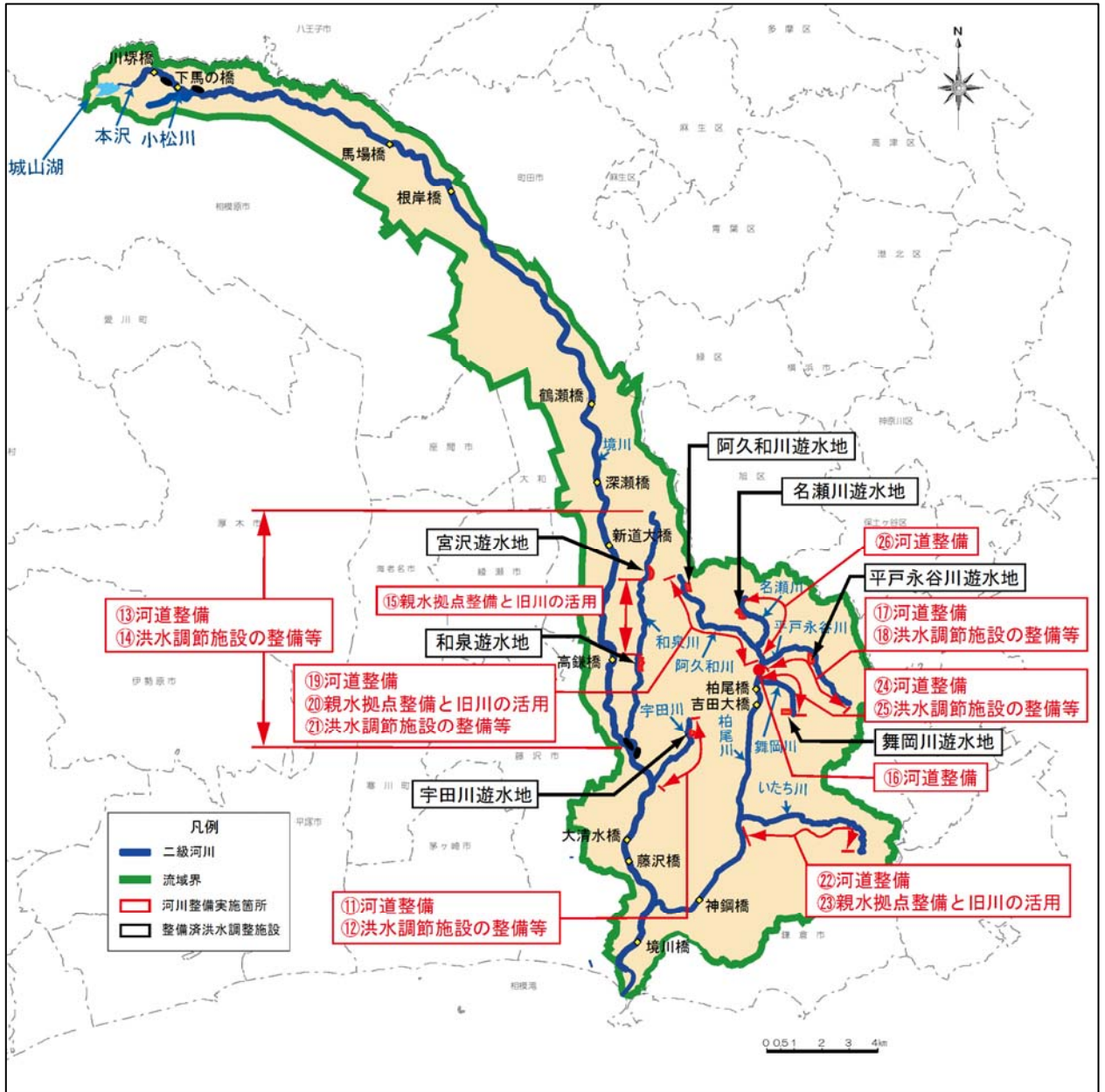


図 4-4 横浜市の河道整備及び洪水調節施設整備位置図

(1) 河道整備

整備目標流量を安全に流下させる河道断面を確保する対策として、護岸工や河道掘削等を実施する。

なお、河道整備にあたっては、ふるさとの川づくりやまほろばの川づくりなどこれまで実施してきた先駆的な川づくりとの調和を図り、生物多様性や地域づくりと連携した、河道整備を行っていく。

(2) 洪水調節施設整備等

河道拡幅等により整備目標流量を安全に流下させることが困難な河川については、整備目標流量が計画高水流量以下になるよう、洪水調節施設の整備等を実施する。また、過去に先行的に整備した既存洪水調節池を改良するなど、既存ストックを活用し整備を行う。

(3) 親水拠点整備と旧川の活用

多くの市民が自然とふれあい利用できるような場として親水拠点の整備を行う。また河川整備により、著しく蛇行していた区間を旧川として残す場合は、地先からの水の流入や隣接する河畔林の有無等、周辺の状態を考慮して旧川の活用方法を検討し、整備を行う。

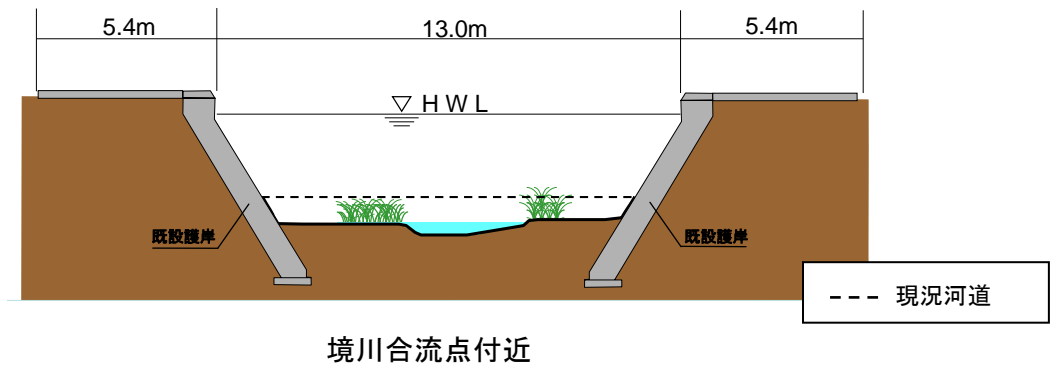
(4) 長寿命化計画等

これまでに整備された遊水地は、整備計画期間（概ね 30 年）において、老朽化による機能低下が懸念される。したがって、長寿命化計画等に基づき、施設の改良等の適切な措置を講じる。

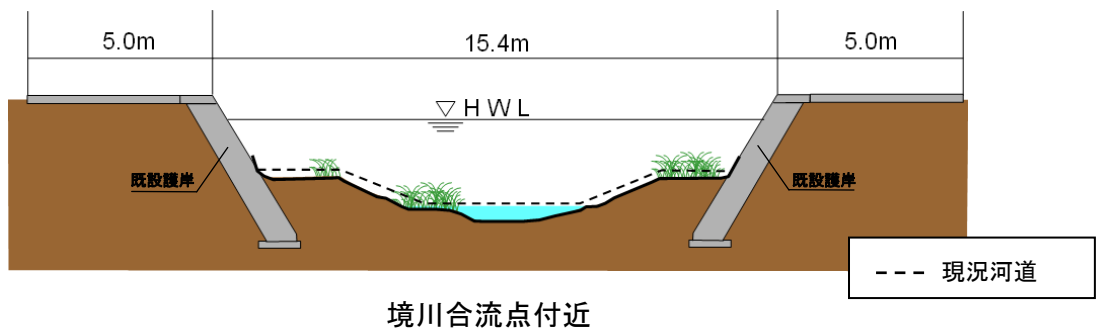
(5) その他

必要に応じて堤防等の耐震対策を実施する等、適切な措置を講じる。

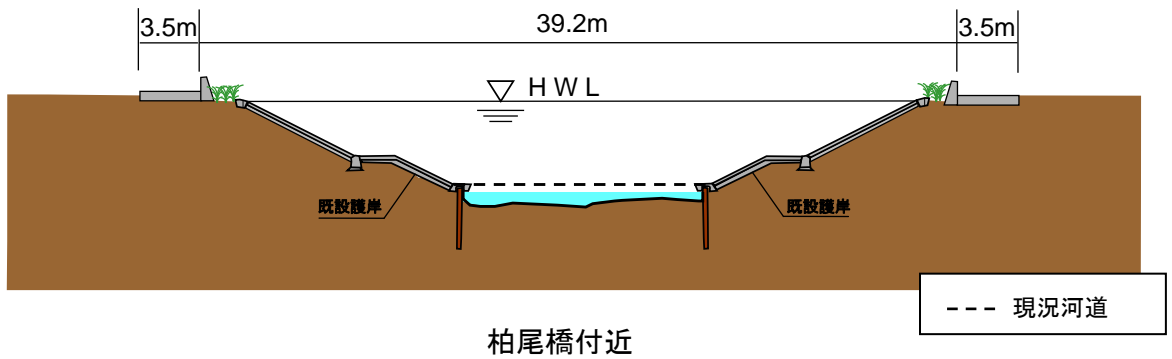
○ 宇田川



○ 和泉川



○ 柏尾川



○ 平戸永谷川

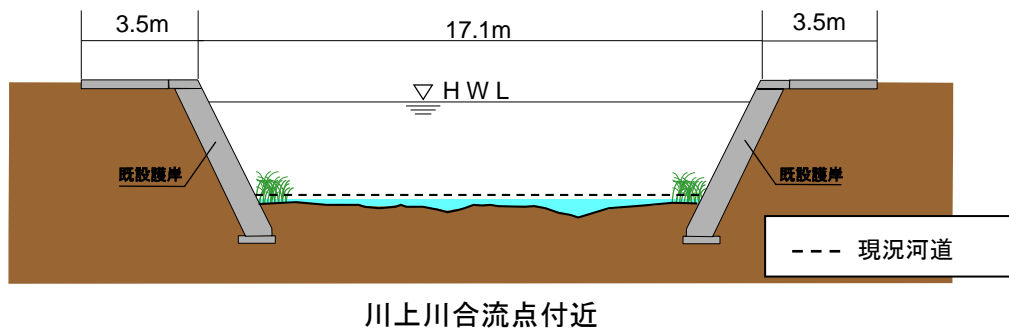
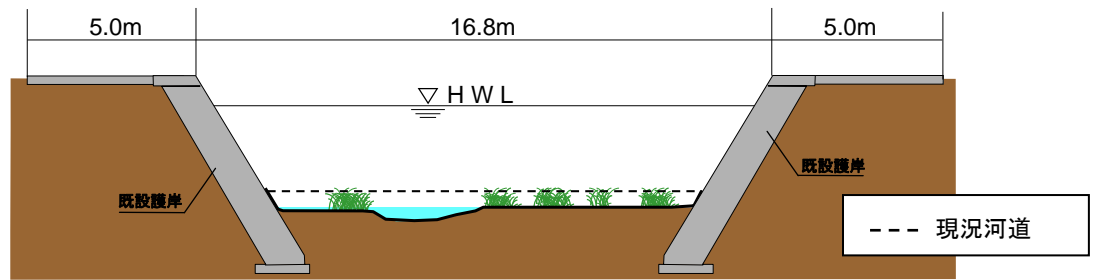


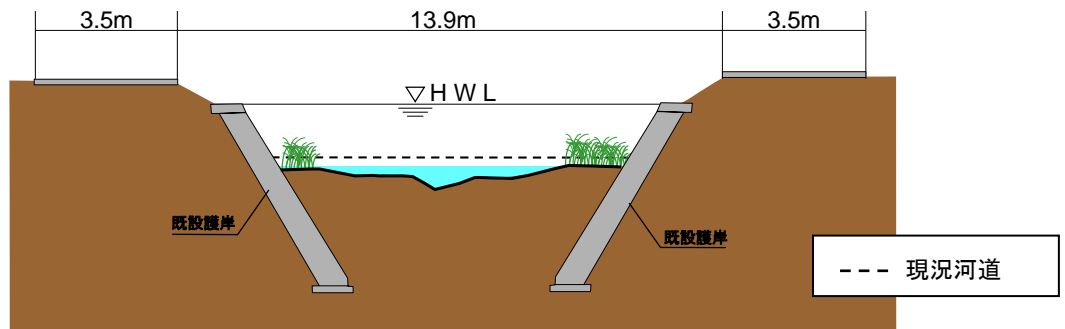
図 4-5 河川整備のイメージ（横浜市施行区間）

○ 阿久和川



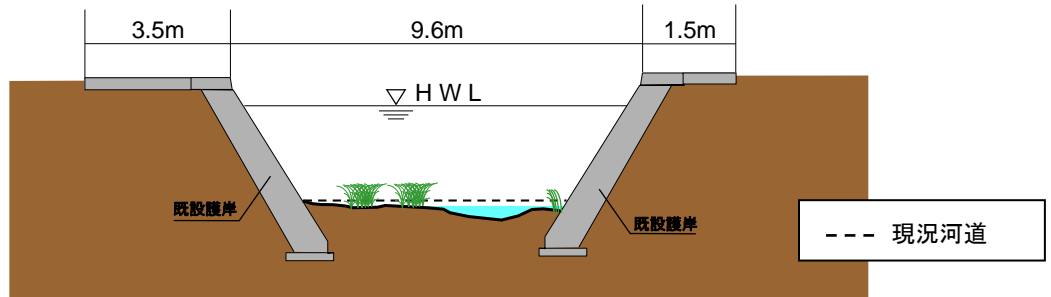
平戸永谷川合流点付近

○ いたち川



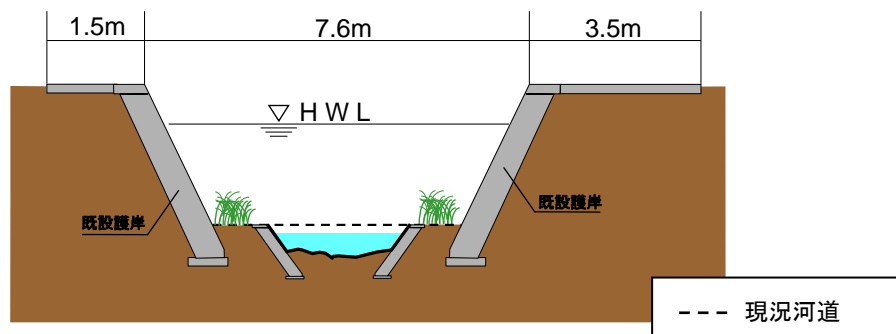
紅葉橋付近

○ 舞岡川



西根橋付近

○ 名瀬川



宝来橋～月見橋

図 4-6 河川整備のイメージ（横浜市施行区間）

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されているため、今後、引き続き河川流況のデータの蓄積や農業用水の取水状況の把握に努め、検討を進める。また、河川整備の際は、既設の堰(農業用施設)などの構造物の敷高に配慮し、機能確保にあたっては、施設管理者、農業関係者との十分な調整を行い、必要な規模の施設を整備する。

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、河川は身近な自然とふれあえる貴重な公共空間であり、人々に安らぎやうるおいを与える場所であるため、「多自然川づくり」として、こうした河川環境の整備と保全に努める。

また、自然とのふれあいの場としてだけでなく、環境学習の場や人々の交流の場としても利用できるよう、治水対策とともに、流域市や地域の方々と連携を図り、自然環境や社会環境、景観や水質、親水、河川利用者の安全面等に十分配慮した人と自然にやさしい川づくりを進めていく。

第4節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川管理施設等を良好な状態に保つよう、適切な維持管理を行う。

[河川巡視の実施]

定期的に河川を巡視し、堤防や護岸等、河川管理施設の保全状況、河道内の堆積土砂の状況、樹木の繁茂状況等を把握し、必要な維持管理対策を実施する。なお、巡視においては、河川管理者以外の者が設置・管理している工作物の維持管理状況、不法係留船等の不法行為の監視等を行い、必要な維持管理対策を実施する。

[維持管理対策の実施]

1 河川管理施設の維持管理

(1) 堤防

- ・ 堤防区間においてはその高さや幅、流水による堤防の浸食等に対する十分な強度を確保するため、堤防の亀裂や沈下、陥没等の変状を確実に把握し、必要に応じ維持補修を行う。
- ・ 堤防の除草や伐木は、河川管理施設の管理上または河川利用のため必要な場合に、河川環境の保全に配慮しつつ行う。
- ・ 河川巡視や洪水時の水防活動等に必要な管理用通路の適切な維持管理を行う。

(2) 護岸

- ・ 護岸基礎部前面の深掘れや破損等の状況を把握し、必要に応じ根固工の設置や護岸の修繕を行う。

- ・ 老朽化した護岸については、早期に修繕を行う。

(3) その他の河川管理施設等

- ・ 遊水地等については、定期点検を行い、必要に応じ維持補修を行う。
- ・ 河床低下に対しては、河床を安定させ河川の縦断形状を維持するため、必要に応じて床止めを整備する等の対策を行う。
- ・ 不法係留船舶等の不法行為や不法工作物は、河川管理や河川利用に支障をきたすため、行政指導等により適正化を図る。

2 流下断面の確保

- ・ 河床に堆積した土砂の除去や、河川内に繁茂した樹木の伐採等については生物の生息、生育、繁殖環境の保全にも配慮し、必要に応じて行う。

3 河川美化対策等

- ・ 不法投棄・散乱ごみ対策として、関係機関と連携し、パトロールや不法行為に対する警告看板の設置等を行う。

[維持管理の施行区間]

維持管理を行う区間は、境川水系の二級河川区間(法指定区間)である。

第5章 その他

第1節 総合的な治水対策の取り組み

境川流域では、昭和56年には河川管理者、関係自治体が合意のうえ、境川流域整備計画を策定し河川整備の促進と流域対策を含めた治水対策を進めてきた。

今後は、総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者及び流域市が共同で策定する境川流域水害対策計画に基づき、関係機関と連携し、効率的な浸水被害対策を推進する。

第2節 地域と連携した取り組み

[河川防災情報の提供]

雨量、水位等の河川情報の収集を行い、ホームページ等を通じて、降雨や河川の水位等河川防災情報の提供を行う。なお、河川防災情報は携帯電話のサイトも公開している。

河川親水施設においては、急な増水による水難事故防止のため、利用者が速やかに避難できるよう、看板等の設置を行うなど、注意喚起を行う。

[地域防災力の向上]

洪水による被害軽減に向け、流域住民の防災意識の向上のため、関係機関と連携して流域市が行う防災訓練等への参加を促すための取り組みを実施していく。

[地域と連携した河川管理]

河川に関する情報を流域住民に幅広く提供・共有し、環境教育や川を軸とした地域づくり活動、地域で行われる河川美化活動への支援等、地域と連携した河川管理を推進する。

第3節 河川愛護等の普及・啓発

河川へのゴミの不法投棄等の対策のため、関係機関と連携し、河川に関わる地域のイベント等を通じて、河川愛護、美化に対する意識の啓発活動を積極的に実施していく。